



鳥取県公報

平成12年9月22日(金)

号外第89号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (経営指導課) 1
- ◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (〃) 2

—公布された規則のあらまし—

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 1 融資機関に対して県が行う利子補給の上乗せの対象となる資金に、農林水産省令で定める基準に準じて知事が定める基準に基づき市町村長による農業経営改善のための計画の認定を受けた者に貸し付ける当該認定に係る農業経営改善のための計画を実施するために必要な資金を追加することとした。(第2条関係)
- 2 農業の担い手の育成、担い手への農用地の利用の集積その他新しく農業に従事しようとする者の確保等を一体として推進するため作成された目標、計画等を実現するための計画で平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金の利子補給率は、知事が別に定めるものとすることとした。(附則関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成12年6月19日から適用することとした。

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年9月22日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第90号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に当該各号ごとに知事が定める率を加えて得た率とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 融資機関が、農業経営基盤強化促進法第12条第3項の農林水産省令で定める基準に準じて知事が定める基準に基づき市町村長による農業経営改善のための計画の認定を受けた者に対し、別表第1号から第5号まで又は第7号に掲げる資金のうち当該農業経営改善のための計画を実施するために必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を知事が別に定める割合で交付する場合</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 一定の地域について自然的経済的条件に応じ農用地の利用の集積と農産物の生産の合理化とを一体として推進するため作成された当該地域の農業の総合整備に関する計画で平成12年3月31日までに知事の承認を受けたもの又は農業の担い手育成、担い手への農用地の利用の集積その他新しく農業に従事しようとする者の確保等を一体として推進するため作成された目標、計画等を実現するための計画で平成12年4月1日から平成17年3月31までの間に知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であって、別表の各号に掲げる資金のうち知事が定めるものについての利子補給率は、知事が別に定める率とする。</p>	<p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の利子補給率は、同項の規定により知事が別に定める率に当該各号ごとに知事が定める率を加えて得た率とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 一定の地域について自然的経済的条件に応じ農用地の利用の集積と農産物の生産の合理化とを一体として推進するため作成された当該地域の農業の総合整備に関する計画で平成12年3月31日までに知事の承認を受けたもの（以下「地域農業総合整備計画」という。）に即して行われる事業に必要な資金であって、別表の農業近代化資金の種類の欄に掲げる資金のうち知事が定めるものに該当するものについての利子補給率は、知事が別に定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則は、平成12年6月19日から適用する。

告 示

鳥取県告示第539号

平成8年鳥取県告示第247号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成12年9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率
利子補給率を上乗せする場合 上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合 上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金を年 <u>0.7パーセント</u> の割合で交付する場合 年 <u>0.7パーセント</u>	市町村が規則第2条第2項第5号に規定する利子補給金を年 <u>0.75パーセント</u> の割合で交付する場合 年 <u>0.75パーセント</u>
市町村が規則第2条第2項第6号に規定する利子補給金を年 <u>0.7パーセント</u> の割合で交付する場合 年 <u>0.7パーセント</u>	

附 則

この告示は、平成12年9月22日から施行し、平成12年6月19日から適用する。